

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	一般事業主行動計画の策定義務等	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p><b>【規制の目的】</b>          女性の職業生活における活躍には、その雇用環境の状況が大きな影響を与えることから、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう雇用環境の整備に努めることが事業主の責務とされている。これを具現化し、一般事業主(国及び地方公共団体以外の事業主。以下同じ。)による女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を促進するため、次の①から⑥に掲げる枠組み(規制)を創設することとする。</p> <p><b>【規制の内容】</b>          常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主は、①行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、②厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。          また、一般事業主行動計画の策定に当たっては、③厚生労働省令で定めるところにより、その事業に従事する女性の職業生活における活躍に関する状況について把握・分析し、その結果に基づき一般事業主行動計画を策定し、④これを労働者に周知しなければならないこととする。さらに、⑤策定した一般事業主行動計画を公表しなければならないこととし、⑥厚生労働省令で定めるところにより、女性の職業選択に資する情報を定期的に公表しなければならないこととする。          なお、常時雇用する労働者数が300人以下の一般事業主の場合は、①、②及び⑥について努力義務とすることし、①及び②を実施した場合は、③から⑤について実施しなければならない(義務とする)こととする。</p>	
	(根拠条文)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条(一般事業主行動計画の策定等)及び第16条(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
想定される代替案	①一般事業主行動計画の策定、②一般事業主行動計画の届出、③一般事業主行動計画の策定に当たっての実態把握・分析、④一般事業主行動計画の労働者への周知、⑤一般事業主行動計画の公表及び⑥女性の職業選択に資する情報の公表について、すべて任意とする。	

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主において、法に基づき、①一般事業主行動計画の策定、②一般事業主行動計画の届出、③策定に当たっての実態把握・分析、④一般事業主行動計画の労働者への周知、⑤一般事業主行動計画の公表及び⑥女性の職業選択に資する情報の公表を実施するための手続に係る費用等が発生する。</p>	<p>常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主において、①一般事業主行動計画の策定、②一般事業主行動計画の届出、③策定に当たっての実態把握・分析、④一般事業主行動計画の労働者への周知、⑤一般事業主行動計画の公表及び⑥女性の職業選択に資する情報の公表を行う場合には、改正案と同様の費用が発生する。</p>
(行政費用)	<p>国において、義務が履行されない場合の指導等の事務負担が発生する。</p>	<p>特段の行政費用は発生しないものと考えられる。</p>
(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定がなされないことにより、企業における女性の活躍の推進に関する取組が進まない等、法の実効性が確保されないおそれがある。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>○ 常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主に対し、①一般事業主行動計画の策定、②一般事業主行動計画の届出、③策定に当たっての実態把握・分析、④一般事業主行動計画の労働者への周知、⑤一般事業主行動計画の公表及び⑥女性の職業選択に資する情報の公表を義務づけることにより、自社の実情を踏まえ、一般事業主の女性の活躍の推進に関する取組が適切・効果的に行われることが期待される。</p> <p>○ 当該規制の新設により、労働者や求職者をはじめとする国民の一般事業主の取組に対する信頼性の向上が期待できる。さらに、社会全体の女性の職業生活における活躍の推進に寄与する。</p>	<p>○ 常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主に対し、①一般事業主行動計画の策定、②一般事業主行動計画の届出、③策定に当たっての実態把握・分析、④一般事業主行動計画の労働者への周知、⑤一般事業主行動計画の公表及び⑥女性の職業選択に資する情報の公表を任意化することにより、一般事業主が①から⑥に係る措置を実施しないこととした場合、それらの措置を実施するための一般事業主の負担が軽減される。</p>
分析結果	<p>当該規制については、各種義務づけによる費用が発生するが、一般事業主が、自社の実情を踏まえ、より適切で効果的な女性の活躍の推進に関する取組を行うことができるようになるという便益がある。また、当該規制により、労働者や求職者をはじめとする国民の一般事業主の取組に対する信頼性の向上、ひいては社会全体の女性の職業生活における活躍の推進が期待できるという便益がある。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられる。</p> <p>また、代替案においては、一般事業主行動計画に係る遵守費用が軽減される場合がある一方で、一般事業主行動計画の届出がなされないことにより、一般事業主行動計画の策定がなされないことにより、企業における女性の活躍の推進に関する取組が進まない等、法の実効性が確保されない恐れがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。</p> <p>これらのことから、当該規制と代替案を比較すると、当該規制の方が望ましいと考えられる。</p>	

有識者の見解その他関連事項	<p>「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）</p> <p>2－2. 女性の活躍推進</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>⑥女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築</p> <p>「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。</p> <p>具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討する。</p> <p>労働政策審議会雇用均等分科会建議（平成26年9月30日）</p> <p>「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について」（抜粋）</p> <p>4 新たな法的枠組みの構築</p> <p>(2)制度の基本的な枠組み</p> <p>制度の基本的な枠組みとしては、①まず、各企業において自社の女性の活躍に関する状況の把握を行い、②（把握した内容に基づいて）課題を分析した上で、③（課題の解決に向け）目標を設定するとともに、④行動計画策定指針に盛り込まれた効果的取組を参考に、自社の課題解決に必要な取組をまとめた行動計画を策定・公表するという流れが、女性の活躍の効果的な推進に向けて必要である。</p>
一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件	<p>法の施行後3年を経過した場合において、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
備考	<p>—</p>